

知的財産ポリシー

知的財産マネジメントの運用として、下記に関する事項等を明文化。

● 権利の帰属、出願、知的財産の実施

● 補償金

規程又はポリシーに基づき／準じて、取り扱う

規程に基づき支払う

契約等関係規程

● 企業との共同研究成果の取扱いに関する指針

※企業との共同研究により得られた発明等の取扱いに関する基本的な考え方を示すもの

● 共同研究規程

※研究所以外の者と技術知識を交換し、かつ研究費を分担し又は研究費の提供を受けることによって共同して行う研究の取扱いについて定めているもの

● 受託研究規程

※研究所以外の者から委託を受けて行う研究の取扱いについて定めているもの

● 研究成果物等取扱規程

※研究成果物等の取扱い等に関する必要な事項を定め、研究成果物等の適正な取扱い及び管理を図るもの

補償関係規程

● 職務発明等規程

※試験研究に従事し、又は従事した職員がした発明等について定めたもの

● 職務発明等に対する補償金の請求手続及び支払方法を定める細則

※職務発明等に対する補償金の請求手続及び支払方法について定めたもの

● 職務発明等に対する補償金の支払要領

※職務発明等に対する補償金の金額等について定めたもの